

第5章 量の見込み及び確保の内容

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

坂井市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるように、教育・保育提供区域を1圏域（全市）とします。ただし、事業の実施にあたっては小学校区単位など、各地区の実状を踏まえて行うものとします。

また、「量の見込み」については、平成31年度に実施した、就学前児童・小学生の子どもを持つ保護者を対象としたニーズ調査の結果と、坂井市の今後5年間の人口推計、各サービスの利用実績等を踏まえて算出しています。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

教育・保育事業は、主に子どもたちが平日の昼間に利用する事業です。子ども・子育て支援新制度のもとでは、子どもの年齢と、保護者の就労状況等からみる保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。

以下の認定区分に応じて、利用できる施設や、利用できる時間が決まります。

■認定区分と提供施設

認定区分	対象者	提供施設			
1号認定	3－5歳 (教育のみ)		幼保園	認定こども園	
2号認定	3－5歳 (保育の必要性あり)	保育所(園)	幼保園	認定こども園	
3号認定	0－2歳 (保育の必要性あり)	保育所(園)	幼保園	認定こども園	地域型保育

※本市の幼稚園(1園)は、新制度に移行していないため、認定を受ける必要はありません。

■教育・保育事業

単位:実利用人数(人)/年間

	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳)		3号 (0-2歳) (保育の必要性あり)		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳)		3号 (0-2歳) (保育の必要性あり)		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳)		3号 (0-2歳) (保育の必要性あり)	
		教育	保育	0歳	1,2歳		教育	保育	0歳	1,2歳		教育	保育	0歳	1,2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	128	147	1,894	340	1,072	126	144	1,864	333	1,062	119	137	1,767	325	1,068
②確保の内容	保育所(園) 幼稚園 幼保園 認定こども園	2,553		294	1,058	2,553		294	1,068	2,553		294	1,068		
	地域型 保育事業			6	12			6	12			6	12		
②-①	384		-40	-2	419		-33	18	530		-25	12			

	令和5年度					令和6年度					
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳)		3号 (0-2歳) (保育の必要性あり)		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳)		3号 (0-2歳) (保育の必要性あり)		
		教育	保育	0歳	1,2歳		教育	保育	0歳	1,2歳	
①量の見込み (必要利用定員 総数)	115	134	1,710	318	1,044	114	131	1,689	312	1,021	
②確保の内容	保育所(園) 幼稚園 幼保園 認定こども園	2,553		294	1,068	2,553		294	1,068		
	地域型 保育事業			6	12			6	12		
②-①	596		-18	36	619		-12	59			

提供体制における方針

教育・保育事業については、平成31年現在、幼稚園が1園(私立1園)、こども園が3園(公立2園、私立1園)、保育園が30園(公立15園、私立15園)の計34園で教育・保育事業を実施しており、待機児童は0人となっています。

今後も提供体制を確保し、高まる保育ニーズに対応できるよう、保育士確保に努めるとともに、社会情勢の変化などで、量の見込みが大きく変わる場合には、必要に応じた整備を柔軟に行います。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

① 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等で保育を実施する事業です。

■延長保育事業（時間外保育事業）

単位：実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,403 人	1,382 人	1,341 人	1,305 人	1,283 人
②確保の内容	1,403 人	1,382 人	1,341 人	1,305 人	1,283 人
②-①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

延長保育事業については、坂井市内の公立・私立の全保育所（園）、認定こども園で実施しています。

今後も提供体制を確保し、保護者が安心して子どもを預けることのできる環境づくりに努めます。

② 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭での児童の養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

短期間（原則7日以内）預かるショートステイ事業と、夜間等に預かりを行うトワイライトステイ事業があります。

■子育て短期支援事業

単位：延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9 人日	11 人日	13 人日	15 人日	17 人日
②確保の内容	9 人日	11 人日	13 人日	15 人日	17 人日
②-①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

子育て短期支援事業については、3事業者で実施しています。

今後も提供体制を確保し、利用希望者の申請に応じて支援するとともに、事業の周知に努めます。

③ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■地域子育て支援拠点事業

単位：延べ利用回数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	41,367 人回	39,712 人回	38,124 人回	36,599 人回	35,135 人回
②確保の内容	41,367 人回	39,712 人回	38,124 人回	36,599 人回	35,135 人回
②-①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

地域子育て支援拠点事業については、公立3か所・民間3か所の計6か所で実施しています。少子化傾向ではありますが、施設利用の周知や利用者間の口コミなどにより、利用者は増加しています。今後も提供体制を確保するとともに、利用者のニーズに沿った活動計画をすすめることで施設利用者の増加を図り、より多くの保護者が子育て相談のできる環境づくりに努めます。

④ ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■ファミリー・サポート・センター事業

単位：延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0 人日				
②確保の内容	0 人日				
②-①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

本市では、ファミリー・サポート・センター事業に代わる事業として、すみずみ子育てサポート事業実施の1事業所においてニーズに対応しています。今後、ニーズの動向を注視し、検討・対応していきます。

⑤ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■一時預かり事業（幼稚園型）

単位：延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,679 人日	1,652 人日	1,566 人日	1,517 人日	1,497 人日
②確保の内容	1,679 人日	1,652 人日	1,566 人日	1,517 人日	1,497 人日
②-①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

一時預かり事業（幼稚園型）については、公立13園・私立1園の計14園で実施しています。平成30年度より認定こども園化した私立園においては、1号認定の児童もあり、中には預かり保育を利用する保護者も多く、利用実績が大幅に増加しました。今後も提供体制を確保し、実施します。

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）

単位：延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,130 人日	3,060 人日	2,990 人日	2,937 人日	2,882 人日
②確保の内容	3,130 人日	3,060 人日	2,990 人日	2,937 人日	2,882 人日
②-①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

一時預かり事業については、公立5園・私立11園・地域子育て支援拠点1施設で実施しており、すみずみ子育てサポート事業として、3事業所で実施しています。今後も提供体制を確保し、子育て家庭の支援に努めます。

⑥ 病児・病後児保育事業

病氣中または病気の回復期で保育所（園）や幼稚園に通所できない子どもや、保護者に用事があるため看病する方がいない子どもを、診療所等で一時的に保育等する事業です。

■病児・病後児保育事業

単位：延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,312 人日	2,260 人日	2,205 人日	2,162 人日	2,116 人日
②確保の内容	2,312 人日	2,260 人日	2,205 人日	2,162 人日	2,116 人日
②－①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

病児・病後児保育事業については、市内5か所に加え、市外施設（福井市、あわら市、勝山市）の広域利用を行うことで、利用者の利便性は向上しています。今後も提供体制を確保するとともに、ホームページなどによる事業周知を図り、施設毎のPR活動を促していきます。

⑦ 利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■利用者支援事業

単位：か所数/年間

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	基本型	1 か所				
	母子保健型	1 か所				
②確保の内容		2 か所				
②－①		0	0	0	0	0

提供体制における方針

利用者支援事業については、基本型と母子保健型の計2か所で実施しています。今後も提供体制を確保するとともに、子育て世代包括支援センターとして連携を深め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実施に努めます。

⑧ 放課後児童クラブ事業

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後、小学校の
 余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な
 育成を図る事業です。

■放課後児童クラブ事業

単位：実利用人数/年間

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	小学校1年生	551人	477人	506人	489人	453人
	小学校2年生	497人	536人	465人	493人	477人
	小学校3年生	463人	446人	482人	418人	443人
	小学校低学年	1,511人	1,459人	1,453人	1,400人	1,373人
	小学校4年生	288人	287人	276人	298人	258人
	小学校5年生	123人	115人	114人	110人	119人
	小学校6年生	29人	29人	27人	27人	26人
	小学校高学年	440人	431人	417人	435人	403人
	小学校計	1,951人	1,890人	1,870人	1,835人	1,776人
②確保の内容		1,951人	1,890人	1,870人	1,835人	1,776人
②-①		0	0	0	0	0

提供体制における方針

放課後児童クラブ事業については、直営25か所、委託6か所の計31か所で実施しています。
 今後も提供体制を確保するとともに、小学校と協議し利用人数に応じたスペースの確保に努め、
 安心して安全なクラブの運営を目指します。また、「新・放課後子ども総合プラン」の推進として、
 放課後子ども教室との一体的なサービスの提供または連携をすすめ、総合的な放課後対策に努めます。

⑨ 妊婦健診事業

妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的として実施する健康診査です。

■妊婦健診事業

単位：実利用人数(延べ利用回数)/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	569人 (7,966人回)	557人 (7,798人回)	544人 (7,616人回)	533人 (7,462人回)	523人 (7,322人回)
②確保の内容	569人 (7,966人回)	557人 (7,798人回)	544人 (7,616人回)	533人 (7,462人回)	523人 (7,322人回)
②-①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

妊娠届出者には、妊婦健診の受診券を配布しています。
今後も全妊婦に対し、安心して妊娠期を過ごせるよう14回の妊婦健診の助成を実施し、引き続き確実な受診につながるよう周知徹底いたします。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的に実施する事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業

単位：実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	575人	563人	550人	538人	528人
②確保の内容	575人	563人	550人	538人	528人
②-①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

乳児家庭全戸訪問事業については、平成30年度の訪問率は90%となっています。
今後も提供体制を確保するとともに、未訪問の家庭に対しては、電話での聴き取りや他の母子保健事業等での状況把握に努めます。

⑪ 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業および、関係機関などからの情報収集等により把握した養育困難家庭で、養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、育児に関する具体的な技術的支援や情報提供を実施し、関係機関との連絡をとりながら、適切な養育の実施を確保することを目的とする事業です。

■養育支援訪問事業

単位：実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	81人	81人	81人	81人	81人
②確保の内容	81人	81人	81人	81人	81人
②-①	0	0	0	0	0

提供体制における方針

養育支援訪問事業については、平成30年度より助産師による養育支援訪問を開始し、早期支援が必要な妊産婦への積極的な訪問が実現したため訪問数は増加しています。今後も支援対象者の把握をすすめ養育支援訪問を実施することで、適切な養育の確保、育児不安の軽減に努めます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等に応じて、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

提供体制における方針

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、今後ニーズの高まりがあった場合、実施について検討していきます。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保健事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを、認定子ども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業。

提供体制における方針

多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、今後ニーズの高まりがあった場合、実施について検討していきます。